



# 三重県公報

平成25年5月24日（金）

第 2498 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
340	保安林の指定を解除する旨	( 治 山 林 道 課 )	2
341	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	2
342	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	4
343	都市計画の変更及びその図書の縦覧	( 都 市 政 策 課 )	4
344	同件	( 同 )	5
345	同件	( 同 )	5
346	同件	( 同 )	5
347	同件	( 同 )	5
348	同件	( 同 )	6
349	同件	( 同 )	6
350	同件	( 同 )	6
351	同件	( 同 )	6
<b>公 告</b>			
	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	( 税 収 確 保 課 )	7
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	7
	農業振興地域の区域の変更	( 同 )	7
	都市計画の図書の写しの縦覧	( 都 市 政 策 課 )	7

告 示
-----

## 三重県告示第 340 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除しますので、同法第 33 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 解除に係る保安林の所在場所

津市一志町波瀬字須氏 7751 の 19、7751 の 20（次の図に示す部分に限る。）、7751 の 21

## 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

## 三重県告示第 341 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 第 1

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 四日市菰野大安線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町大字吉澤字祢宜田 1703 番から 三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3241 番まで	旧	9.60～16.70	349.60
	新	12.20～30.60	349.60

## 第 2

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 千草赤水線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
三重郡菰野町大字大強原字柳ヶ坪 3188 番から 三重郡菰野町大字吉澤字八反田 1692 番 1 まで	旧	9.00～25.40	268.00
	新	11.90～29.10	268.00

## 第 3

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 久居河芸線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白塚町 2060 番から 津市白塚町 2039 番まで	旧	8.00～16.80	104.41
	新	8.00～12.20	104.41

## 第 4

## 1 道路の種類 県道

## 2 路線名 久居河芸線

## 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
津市白塚町 1990 番から 津市白塚町 1783 番 4 まで	旧	5.00	43.80

## 第 5

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 166 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市飯高町富永字水行 120 番から 松阪市飯高町富永字水行 121 番 1 まで	旧	10.87～11.68	45.97
	新	15.10～16.91	45.97

## 第 6

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
松阪市飯高町富永字水行 121 番 1 から 松阪市飯高町富永字水行 120 番まで	旧	10.87～11.68	45.97
	新	15.10～16.91	45.97

## 第 7

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
多気郡大台町栗谷字中木屋奥 362 番 1 から 多気郡大台町栗谷字中木屋 1210 番 1 まで	旧	16.87～33.57	47.85
	新	20.47～33.57	47.85

## 第 8

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢小俣松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市小俣町明野 1745 番から 伊勢市小俣町明野 1746 番 3 まで	旧新	6.10～7.90	68.60
	新	7.40～10.50	68.60

## 第 9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 横輪南勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市横輪町字向イ沖 790 番 3 から 伊勢市横輪町字荒堀 593 番 1 まで	旧	4.50～15.50	65.10
	新	6.20～16.00	65.10

## 第 10

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 横輪南勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
伊勢市横輪町字向イ沖 790 番 3 から 伊勢市横輪町字荒堀 593 番 5 まで	旧新	6.20～16.00	95.10
	新	5.20～11.00	102.00

第 11

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊勢大宮線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
度会郡大紀町野添字中道 302 番 4 地先から 度会郡大紀町野添字中道 302 番 3 地先まで	旧	12.10～16.80	6.00
	新	12.10～18.80	6.00

第 12

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 165 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
名張市滝之原七水口 26 番 18 から 名張市滝之原七水口 26 番 20 まで	旧	11.40～29.20	105.10
	新	11.70～35.90	105.10

三重県告示第 342 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 四日市多度線	桑名市多度町大字力尾字堀切 155 番 3 から 桑名市多度町大字力尾字堀切 237 番 1 まで	平成 25 年 5 月 24 日
県道 久居河芸線	津市白塚町 1982 番から 津市白塚町 1509 番 1 まで	平成 25 年 5 月 24 日
県道 松阪久居線	松阪市鎌田町字南沖 246 番 17 から 松阪市鎌田町字南沖 196 番 42 まで	平成 25 年 5 月 24 日
県道 松阪青山線	松阪市嬉野小原町字向山 817 番 2 から 松阪市嬉野小原町字向山 818 番 7 まで	平成 25 年 5 月 24 日
国道 422 号	松阪市飯高町宮本字時尾 1316 番 3 から 松阪市飯高町宮本字時尾 1275 番 1 まで	平成 25 年 5 月 24 日
県道 伊勢小俣松阪線	伊勢市小俣町明野 1745 番から 伊勢市小俣町明野 1746 番 3 まで	平成 25 年 6 月 1 日
県道 上野大山田線	伊賀市上野丸之内 501 番地内	平成 25 年 5 月 24 日

三重県告示第 343 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

---

**三重県告示第 344 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

---

**三重県告示第 345 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

亀山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

---

**三重県告示第 346 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

---

**三重県告示第 347 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 都市計画の種類及び名称

安濃都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
  - 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課
- 

#### 三重県告示第 348 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
桑名都市計画区域区分
  - 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
  - 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課
- 

#### 三重県告示第 349 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 24 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画区域区分
  - 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
  - 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課
- 

#### 三重県告示第 350 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
津都市計画区域区分
  - 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
  - 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課
- 

#### 三重県告示第 351 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画臨港地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

公 告

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 144 条の 9 第 3 項の規定に基づき、次の者について軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 氏名又は名称  
有限会社 森中石油店
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
亀山市東御幸町 43 番地
- 3 指定の取消しの年月日  
平成 25 年 3 月 27 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

稲生南部土地改良区（鈴鹿市稲生一丁目 19 番 30 号）

退任理事

鈴鹿市稲生西二丁目 23 番 2 号

鈴木 清

就任理事

鈴鹿市稲生西二丁目 16 番 26 号

鈴木 治

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の農業振興地域の区域を変更しました。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 農業振興地域  
桑名地域、四日市地域、津地域
- 2 農業振興地域の区域  
平面図で示した部分に該当する土地の区域  
平面図は省略し、三重県農林水産部農地調整課、桑名農政事務所、四日市農林事務所及び津農林水産事務所に備え置いて縦覧に供します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画道路

3・5・55号一之木常磐線

2 縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---